

甲州市農業委員会日程

会期	令和元年8月29日(木)	自 午後1時30分 至 午後3時00分予定
会場	甲州市役所本庁舎2階 第一会議室	
日 程		
1	会議録署名委員の指名	
2	会長報告	
3	議 案	
	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (7件)
	第2号	農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
	第3号	農地法第5条の規定による許可申請について (3件)
	第4号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権貸借) (5件)
4	報 告	
	第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について (1件)
5	その他	

甲州市農業委員会 会議録

1. 開催日 令和元年 8月29日(木)午後1時30分から午後2時50分
甲州市役所本庁舎2階 第一会議室

1. 出席した委員

1 荻原 一雄	2 反田 治	3 雨宮 正明
4 中村 一成	5 武井 秀樹	6 小林 正元
7 丸田 米治郎	8 古屋 富男	9 田邊 久
10 雨宮 一夫	11 廣瀬 博	12 小林 一
13 小林 松好	14 大竹 敬貴	15 坂本 武敏
16 關野 利彦	17 内田 栄昭	19 大島 節子
20 根津 信彦	21 長田 元紀	22 内田 貴美雄
23 若月 榮	24 町田 英治	25 竹井 正人
26 古屋 芳明	27 矢崎 武秋	28 山本 兼吾
29 雨宮 昭一	30 雨宮 今朝澄	31 高野 耕一
32 秋山 美峰	33 前田 貞治	34 辻 高行
35 雨宮 忠仁	36 三森 清	37 佐藤 和彦
38 手塚 純一		

1. 欠席した委員

36番 三森 清

1. 遅刻した委員

38番 手塚 純一

1. 本会議の会議録署名委員

3番 雨宮 正明 4番 中村 一成

1. 職務のため本委員会に出席した職員

荻原 利也、岡部 英司、島田 淳、坂本 耕一、池田 久美子、雨宮 大輔

1. 会議日程 別紙

事務局	<p>会議に先立ちまして挨拶をしますのでご起立を願います。 (相互に挨拶) それでは、会長にあいさつをいただき、日程に基づいて進行をお願いいたします。</p>
会 長	(会長の挨拶)
議 長	<p>只今から甲州市農業委員会 8 月定例総会を開催いたします。只今の出席委員は、農業委員 18 名、推進委員 17 名で定足数に達しております。 本日、36 番 三森 清推進委員より欠席の旨、また、38 番 手塚 純一推進委員より遅刻の旨の通告がありましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>日程 1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、3 番 雨宮 正明委員、4 番 中村 一成委員をご指名いたします。</p>
議 長	<p>日程 2、会長報告をいたします。 8 月 2 日、常設審議委員会農地転用等現地調査、これは富士吉田市 1 件、都留市 1 件を現地調査してまいりました。8 月 7 日、第 41 回常設審議委員会、農業共済会館で実施されました。8 月 23 日、農業基本計画の地域別重点推進事項に対する検討会、東山梨合同庁舎で実施されました。8 月 27 日、令和元年度第 2 回甲州市国民健康保険運営協議会、甲州市役所で開催されました。報告は以上となります。只今の会長報告について、何かご意見がございましたらお願いいたします。 それでは、ご意見もないようですので、以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程 3、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、7 件を上程し、審議を行います。議案第 1 号 1 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	(議案第 1 号 1 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。それでは、地区担当委員さんの調査報告をお願いします。</p>
1 2 番	(議案第 1 号 1 番の調査報告をする)
議 長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 1 号 1 番について許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第 1 号 1 番につきましては許可することに決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 1 号 2 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	(議案第 1 号 2 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)

議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
3 1 番	(議案第 1 号 2 番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 1 号 2 番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第 1 号 2 番については許可することに決しました。
議 長	次に、議案第 1 号 3 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 1 号 3 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
3 1 番	(議案第 1 号 3 番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 1 号 3 番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第 1 号 3 番については許可することに決しました。
議 長	次に、議案第 1 号 4 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 1 号 4 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
3 1 番	(議案第 1 号 4 番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 1 号 4 番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり)

	異議なしとのことですので、議案第1号4番については許可することに決しました。
議 長	次に、議案第1号5番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号5番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
31番	(議案第1号5番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号5番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号5番については許可することに決しました。
議 長	次に、議案第1号6番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号6番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
31番	(議案第1号6番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第1号6番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号6番については許可することに決しました。
議 長	次に、議案第1号7番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号7番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いします。

3 1 番	(議案第 1 号 7 番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 1 号 7 番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第 1 号 7 番については許可することに決しました。
議 長	議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 件を上程し、意見を求めます。議案第 2 号 1 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 2 号 1 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
2 1 番	(議案第 2 号 1 番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 2 号 1 番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議 長	議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、3 件を上程し、意見を求めます。議案第 3 号 1 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 3 号 1 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは、地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
2 1 番	(議案第 3 号 1 番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 3 号 1 番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに

	決しました。
議 長	次に議案第 3 号 2 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 3 号 2 番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは、地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
2 1 番	(議案第 3 号 2 番の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 3 号 2 番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議 長	次に議案第 3 号 3 番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第 3 番 3 号の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは、地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
2 4 番	(議案第 3 番 3 号の調査報告をする)
議 長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 農業委員の皆さんにお諮りします。議案第 3 号 3 番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。
議 長	議案第 4 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 5 件を上程し、意見を求めます。事務局より説明を求めます。
事務局	(農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定 5 件について説明し、意見を求める)
議 長	それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

	<p>農業委員の皆さんにお諮りします。議案第4号につきましては、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>異議なしとの事ですので、議案第4号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。</p>
議 長	<p>日程4報告、農地法第18条第6項の規定による届出について1件を報告願います。事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>(合意解約の届出1件について説明する)</p>
議 長	<p>只今の報告について何かご発言はございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>ご発言もございませんので、以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程5その他、事務局より報告及び事務連絡等をお願いします。</p>
事務局	<p>— (事務局説明) —</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の利用状況調査について (説明を付す) ・山梨県農業会議主催の研修及び大会への出欠報告について (説明を付す)
議 長	<p>以上ですが、委員の皆様からご意見、質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」との声あり)</p>
29番	<p>29番雨宮です。昨年、農地の調査に山間地の玉宮の山奥に行くのに、軽トラックが通るのが精いっぱいのところがいっぱいあり、軽トラックを置いておくところがない状態です。今まではよその畑に入れていましたが、猪や鹿の対策で全部ワイヤーメッシュが敷いてあることがあり、車が入ることができません。それで、仕方なく市の農道へ軽トラックを止めて歩いているのですが、戻ってきたら後ろに軽トラックが通れずずっと待っていたことがあり、鹿の罠をしかけているのだと思ったとのことで特にクラクションも鳴らさず20分以上待っていたということがありました。できたら次の時でもいいのですが、A4くらいの紙に農地調査中・甲州市農業委員会と書かれた何か運転席のところにもでも表示できるものがあればいいなと思いますので是非ご検討いただければと思います。</p>
事務局	<p>ただいまのご意見にお答えします。希望的にはダッシュボードとかにA4ファイルのようなものであればよろしいということだと思いますので、早速ラミネートで用意してお配りできればなと思います。次回の議案送付の際に一緒に送ることにさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に何かございますか。</p>
13番	<p>13番小林です。お尋ねをしたいのですが、世界農業遺産として峡東地域が認定に向けて3市で頑張っておられるようですが、私ども地域の中で生産しているものとして、地域が世界に知られるということは素晴らしいことなのですが、そのことによって、生産に何か不都合な縛りがつく</p>

	<p>ようなことがあっても困るなど、今そのような話を聞かれることがありますので分かっている範囲で結構ですのでそのようなことがありましたらお聞かせ願いたいと思います。</p>
事務局長	<p>私の方から回答をさせていただきます。現在世界農業遺産の認定申請につきまして事務を進めているところでございます。昨年度も申請をしたのですが、ご承知のとおりという結果になってございまして、現在、日本農業遺産には認定されているというところではございます。昨年度末、今年の2月ですが、修正等をして再度挑戦をスタートしたところでございますが、何回か申請をまたする中で農水省等と協議をしながら現在、最終申請段階に入っているところでございます。当然国際的な機関に申請をいたしますので、英訳版を作成しているところでございます。申請とともにこの地域の果樹農業システムをどのように保全をしていくかというような、保全計画というものを一緒に申請をするところでありますが、兎角心配をされる内容で今耕作しているところが転用できなくなるのではないかと色々な縛りがかかると皆さん心配をされているかと思いますが、現状でわたくしも4月から勉強不足なところもありますが、具体的な縛りというものはないという認識でおります。今申しましたように転用云々のところについては特に心配されるかと思いますが、現状では縛りはかからないという認識でいただければと思います。英訳版の申請が間もなく完成するところでございまして、早ければ11月くらい年内に国際機関の方で現地調査、来年の春には具体的な日程ははっきりしませんが、世界農業遺産に認定をされる予定でございまして。以上です。</p>
13番	<p>当然まだ結論は出ていないということですが、その進行の経過の中で先ほども申しましたように、土地の問題も含めて様々な中でもし分かったことがあれば、このような機会の中でご説明をいただいて、わたしども自分たちのことですから理解もしていかなければならないので、できれば丁寧な説明をしていただければと思います。</p>
事務局長	<p>貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。現状で申請をしていく段階という中で申請が終わって現地調査という段になれば確定した内容についてお知らせができるのかなと思っております。議会でも注目をいただいている案件でございまして、市民の皆様への説明はもっと手厚い方がいいのではないかとご意見もいただいているところですので対応をして参りたいと考えます。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に何かございますか。 特に無いようですので以上で本日の日程は全て終了しました。 会の円滑な進行にご協力いただき、お礼を申し上げます。 これで本日の農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>(閉会の挨拶)</p> <p>(閉会 午後2時50分)</p>